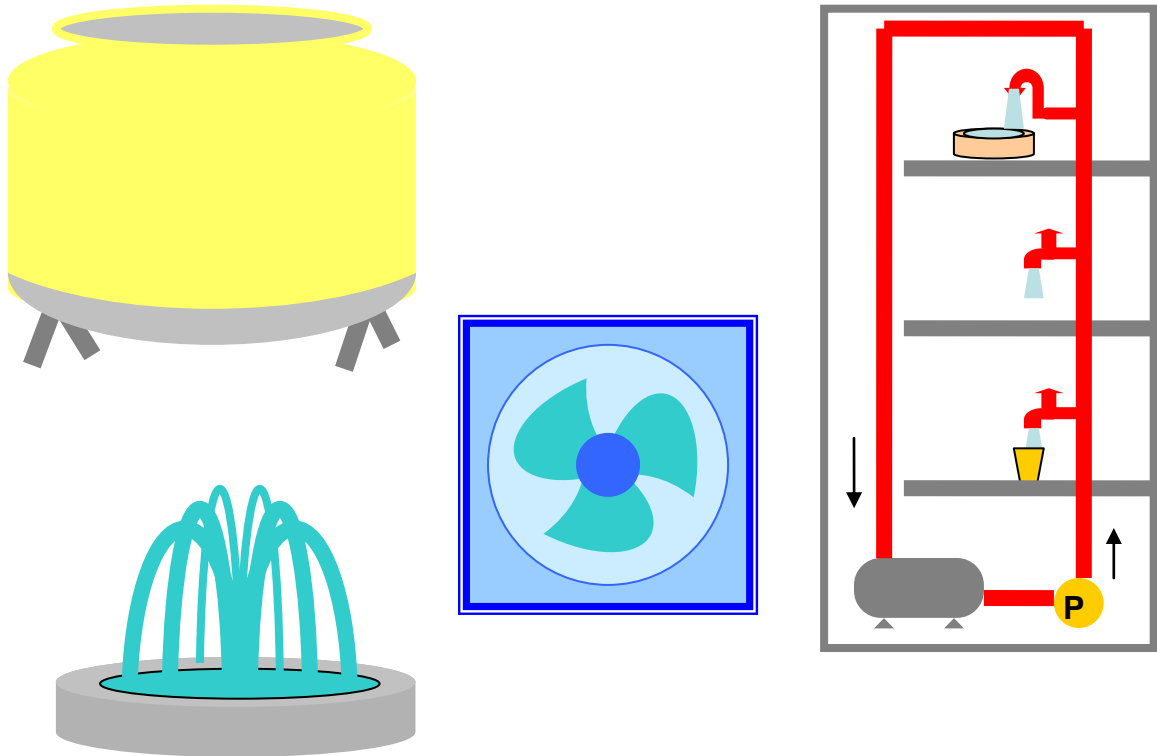


建築物の衛生に関する事前協議制度について

～目黒区建築物の衛生的環境確保に関する指導要綱～

(平成8年7月1日施行 平成17年8月1日改正)



近年、建築物の構造や設備、その管理に起因する衛生上のトラブル（シックハウス、飲用水の水質悪化、悪臭、衛生害虫やダニ・カビの発生など）が問題視されています。しかし、設備そのものに不備がある場合、建築物ができてしまった後では改善に多額の費用と労力を必要とするため、根本的な対策がなかなかとれません。

このため目黒区では、平成8年から、建築物の構造設備に起因する衛生問題の発生を未然に防ぐことを目的とした「目黒区建築物の衛生的環境確保に関する指導要綱」を制定し、衛生問題が生じにくい設備や構造の普及をはかるため、目黒区と建築物の所有者が設計段階から協議を行う「事前協議制度」を実施しています。

目黒区保健所 生活衛生課 環境衛生係

目黒区上目黒二丁目 19 番 15 号 目黒区総合庁舎3階

TEL 03 (5722) 9500

FAX 03 (5722) 9508

協議の対象となる建築物

規模： 建築確認申請を要する以下の規模の建築物

- 延べ面積が 500 m² 以上* の新築
- 増・改築部分が 500 m² 以上*

(※ 駐車場・駐輪場面積は除く)

用途： 一戸建住宅以外

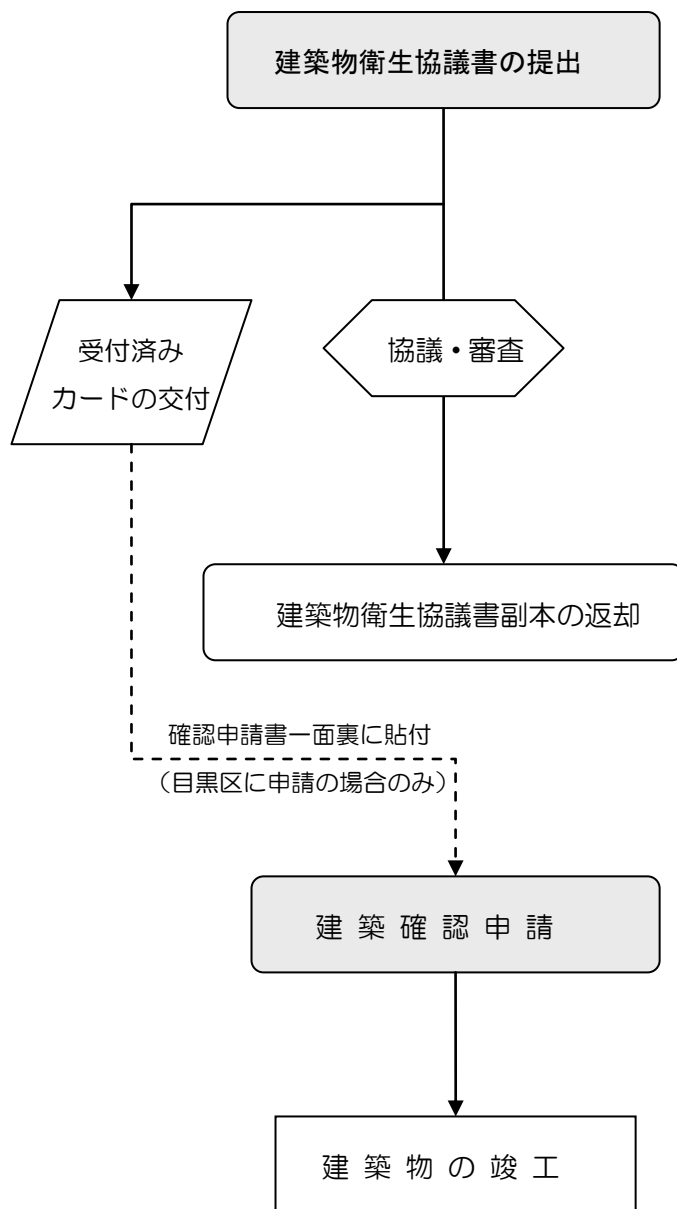
『建築物における衛生的環境の確保に関する法律』に定める特定建築物に該当するものや、人の使用がないなど衛生上支障がないものは除きます。

協議内容

項目	主な内容
給水設備	貯水槽の容量や設置場所・構造等について
排水設備	排水槽（汚水・生活排水用）の容量や設置場所・構造等について
空気調和・換気設備	<ul style="list-style-type: none">● 換気設備・経路等について（共同住宅等）● 換気・除じん・加湿設備等について（事務所ビル等、外気処理を行う空調機を設置する場合）
レジオネラ症の感染源となる設備	冷却塔（水冷）、循環式浴槽、循環式給湯設備、加湿器、噴水などの構造等について
廃棄物・再利用対象物保管設備 (延べ面積 1,000 m ² 以上の場合のみ)	ごみ置き場などの構造・付帯設備等について

ただし、建築物の衛生上支障がない場合に限り、建築物の用途あるいは構造上必要としない設備の審査は行いません。

事前協議のながれ



⑨ 東京都建築主事または民間指定確認検査機関に建築確認申請を行う場合、事前協議との順序は問いませんが、なるべく確認申請前に事前協議を行うようにしてください。

- 竣工後、設備の確認検査、ホルムアルデヒドの測定などを行うことがあります。
- 貯水槽を使用する建築物は、竣工後に別途貯水槽の届出が必要です。

事前協議書の作成にあたって

事前協議を行うためには、あらかじめ次にあげる書類を各 2 部ずつ（正・副）作成・準備してください。

なお、事前協議において審査内容に該当する設備がない建築物であっても、所定の図面を添付して、建築物衛生協議書を提出する必要があります。

『事前協議に必要な書類』（㉠㉡は、目黒区HPからダウンロードできます）

㉠ 建築物衛生協議書

最終ページ〔記入例〕を参考に作成してください。

㉡ 環境衛生設備の設計概要書

- 設計概要書には、①～⑪の 11 種類がありますが、建築物の規模や設備の有無等によって作成する設計概要書が異なります。
次ページを参考に、必要なものだけを作成してください。

- 「設計内容」欄（太ワク内）の該当するところに〇印、数値等を記入してください。

- 設計内容のうち、設備基準によらないものがあるときは、その理由を「基準によることができない理由」欄に記入してください。

（設備基準や解説については、目黒区HP上の『事前協議時審査基準解説』でご確認ください。）

① 環境衛生設備の設計概要書 [給水設備：その1]				
No.	設備基準	設計内容	基準によることができない理由	確認
1	給水は直圧直給方式又は増圧直給方式を採用できる建物についてはこれを標準とする。受水槽及び高置水槽（以下「貯水槽」という。）を設ける場合は、衛生上支障のない場所に設置し、保守点検が容易かつ安全にできる設備をすること。	受水槽：有・無 設置場所：平面図のとおり 階段：有・その他（ ） 高置水槽：有・無 設置場所：平面図のとおり 階段：有・その他（ ）		
2	貯水槽には、換気、照明、排水の設備を設ける。	換気：有・その他（ ） 照明：有・その他（ ） 排水：有・その他（ ）		
3	貯水槽の周囲は、六面（天井、底面、側壁）からの保守点検が行えるよう十分なスペースを確保する。 （周囲・底：60cm以上、上部150cm以上）	周囲：cm 底：cm 上部：cm		
4	貯水槽の有効容量は、次のとおりとする。 ア 受水槽の有効容量は、1日使用水量の4/10-6/10を標準とする。 イ 高置水槽の有効容量は、1日使用水量の1/10を標準とする。	1日使用水量（設計）：㎡ 受水槽容量（有効）：㎡ 高置水槽容量（有効）：㎡		
5	マンホールの構造は、次のものを標準とする。 ア マンホールの直径は、60cm以上で防水型、継付きし周囲から立ち上げること。 イ 貯水槽が樹脂製で屋外に設置する場合には、マンホールを2重ぶたとする。	マンホールの直径（内径）：cm 立ち上げ：cm ガ 蓋：有・その他（ ） 2重ぶた：該当せず。 有・その他（ ）		

※「設計内容」欄（太ワク内）にマル印または数値等を記入してください。
設計概要書②【給水設備：その2】も記入してください。

㉢ 添付書類

建築図面、計算書等です（次ページを参照してください）。

図面の縮尺は問いませんが、縮小する場合は内容が理解できる程度の大きさにとどめてください（A4判大に折りたたむ）。

必要な「設計概要書」及び「添付書類」

㉔ 環境衛生設備の 設計概要書	㉕ 添付書類 (図面・計算書)	必要となる条件	必要は <input checked="" type="checkbox"/>
/	<ul style="list-style-type: none"> ○ 案内図 (含、延面積・用途) ○ 配置図 ○ 各階平面図 ○ 給・排水系統図(縦) 	全ての物件に必要	<input checked="" type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ① 給水設備 : その1 ② 給水設備 : その2 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 推定使用水量による貯水槽容量計算書 ○ 貯水槽詳細図(断面・周囲寸法) 	貯水槽(受水槽、高置水槽)を設置する	<input type="checkbox"/>
③ 排水設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 推定使用水量による排水槽容量計算書 ○ 排水槽断面図 	排水槽(汚水槽、雑排水槽)を設置する	<input type="checkbox"/>
④ 空調・換気設備 : 一般用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 空調設備系統図 ○ 外気導入量計算書 ○ 除じん効率計算書 ○ 必要加湿量計算書 	共同住宅以外 (個別空調の場合、計算書は除く)	<input type="checkbox"/>
⑤ 換気設備 : 共同住宅用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 換気系統図 (代表階平面) 	共同住宅	<input type="checkbox"/>
⑥ レジオネラ症感染源となる 設備 : 冷却塔等		冷却塔(水冷式)を設置する	<input type="checkbox"/>
⑦ レジオネラ症感染源となる 設備 : 循環式浴槽	<ul style="list-style-type: none"> ○ 循環式浴槽系統図 	循環ろ過装置を有する浴槽を設置する	<input type="checkbox"/>
⑧ レジオネラ症感染源となる 設備 : 給湯設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給湯設備系統図 	貯湯槽を有する給湯設備を設置する	<input type="checkbox"/>
⑨ レジオネラ症感染源となる 設備 : 加湿設備		家庭用加湿器等、ポータブルタイプの加湿器を使用する	<input type="checkbox"/>
⑩ レジオネラ症感染源となる 設備 : 修景施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 修景施設系統図 	噴水、滝などの修景施設を設ける	<input type="checkbox"/>
⑪ 廃棄物保等管場所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平面図(図示で可) 	延べ面積が、1,000 m ² 以上	<input type="checkbox"/>

[記入例]

正・副 各1部、(合計2部) 作成してください。

建築主又は建築物の所有者名を記入してください
(設計事務所等による代理は不可です。)

年 月 日

目黒区保健所長 あて

住所 目黒区上目黒二丁目19番15号
氏名 建物立蔵
電話 03 (3715) 1111

建築物衛生協議書

印鑑は必要ありません。

目黒区建築物の衛生的環境確保に関する指導要綱第4条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて事前協議します。

「仮称」でかまいません。

記

住居表示が決まっていない場合は地番で表示してください。

- 建築物名称 目黒平成ビル
- 建築場所 目黒区 碑文谷四丁目16番 他
- 設計者 氏名 株式会社 あかさたな設計事務所
住所 目黒区大橋7丁目7番7号
担当者氏名 衛生太郎
電話 03 (5722) 9500 FAX 03 (5722) 9508
- 延べ面積 1500 m²
- 用途 共同住宅 事務所 店舗 旅館 興行場
(該当するものに○主用途に◎) その他 ()
- しゅん工予定年月日 平成17年7月1日

複数の用途がある場合にはすべての用途を記入してください。

添付書類：

- 案内図・配置図・各階平面図・給排水系統図・貯水槽詳細図・及び貯水槽容量計算書
- 空調設備系統図・計算書(外気導入量・除じん効率・必要加湿量) その他

年 月 日

目黒区保健所長 あて

住 所
氏 名
電 話 ()

建築物衛生協議書

目黒区建築物の衛生的環境確保に関する指導要綱第4条第2項の規定に基づき、
関係書類を添えて事前協議します。

記

- 1 建築物名称
- 2 建築場所 目黒区
- 3 設計者 氏 名
住 所
担当者氏名
電話 () FAX ()
- 4 延べ面積 m^2
- 5 用 途 共同住宅 事務所 店舗 旅館 興行場
(該当するものに○主用途に◎) その他 ()
- 6 しゅん工予定年月日 年 月 日

添付書類：

- 1 案内図・配置図・各階平面図・給排水系統図・貯水槽詳細図・及び貯水槽容量計算書
- 2 空調設備系統図・計算書(外気導入量・除じん効率・必要加湿量)その他

事前協議済

生活衛生課收受印